



2012年6月4日

## Human Rights Now

info@hrn.or.jp

<http://www.hrn.or.jp>

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ  
〒110-0005 東京都台東区上野5丁目3番4号  
クリエイティブ One 秋葉原ビル7階  
電話 03-3835-2110 ファックス 03-3834-1025

### ビルマ・少数民族地域における人権侵害について

1 ビルマにおいては、少数民族地域における人権侵害が継続している。

とりわけ、2011年6月9日、カチン州においては、政府軍と KIA の戦闘により、75000 人を超える人々が家を追われて避難民となったと言われ、人権侵害が報告されている。

本年4月末、ラ・ジャ統一民族連邦評議会(UNFC) 議長代行・カチン独立機構(KIO)書記長が来日し、東京を本拠とする国際人権 NGO ヒューマンライツ・ナウの代表者と面会した。その際、ラ・ジャ氏は「カチン族をはじめとする少数民族に対するビルマ軍の人権侵害は極めて深刻である。多くの人に知らせてほしい」として、添付の通りの人権侵害の報告書をヒューマンライツ・ナウ関係者に手渡した。ヒューマンライツ・ナウは、この報告を重要なものと考え、本声明に添付して公表する。

2 ヒューマンライツ・ナウは、事実関係を現場で確認したものではなく、それぞれの行為が発生した場所、被害者の身元、実行者や具体的行為について特定できていない。

しかしながら、写真が物語るのは、まぎれもない残虐な人権侵害の痕跡である。民間人が何者かに虐殺され、そのなかには、女性、子ども、乳児、老人も含まれている。また、極めて非人道的な拷問が実施されたことも見受けられ、授乳中の母親がレイプされた末に殺害された、との報告も極めて深刻である。さらに、多くの村が焼き討ちにされている。

ヒューマンライツ・ナウは、テインセイン政権が、民主化を進めている、というメッセージを国際社会に発信している一方で、このような残虐な人権侵害が少数民族地域において発生していることに深刻な憂慮を表明する。

こうした告発は、組織的・系統的に少数民族を標的とした攻撃の一環としての殺害、拷問、レイプ等に該当する、即ち人道に対する罪に該当する可能性もある重大な疑惑を抱かせるに足りるものである。

3 カチン州における人権侵害は、本報告以外にも広く報告されている。<sup>1</sup>

例えば国際人権団体アムネスティ・インターナショナルは、カチン州での超法規的殺害、子どもの射殺を含む無差別攻撃、強制労働、財産等の不法な収奪がなされている、との報告を紹介している。<sup>2</sup>

---

<sup>1</sup> <http://www.ohchr.org/Documents/Countries/MM/A-66-365.pdf>

また、国際人権団体ヒューマン・ライツ・ウォッチが今年3月に出した83ページにおよぶ報告書“*Untold Miseries: Wartime Abuses and Forced Displacement in Burma’s Kachin State.*”は、ビルマ軍がカチン族の村を攻撃し、家や財産を没収して、多くの人々が家を追われた状況や軍によるカチン族女性に対する繰り返されるレイプなどが報告されている。

3

他方で、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、同報告書において、KIA が少年兵を使い、対人地雷を拡散させている等の批判もしている。

もちろん、紛争の一方当事者にのみ、国際人道法違反行為がある、と断ずることはできない。しかしながら、政府軍と KIA の紛争下で、少数民族であるカチン族の人権が深刻な危機に晒されていることは明らかであり、政府軍による重大な人権侵害に関する KIO 等からの告発と少数民族の証言は重く受け止められなければならない。

テインセイン政権は軍に対し、民間人への攻撃を停止するよう命令したとされているが、この命令が履行されている気配は見られない。<sup>4</sup> また、こうした人権侵害に対する公正かつ独立した調査も実現していない<sup>5</sup>。

テインセイン政権は、自国の住民をこうした重大な人権侵害行為から保護する責務を負う。具体的には、こうした残虐な行為が公務員によって行われているのであればこれをただちに停止させ、再発を予防し、人権侵害行為を公正に調査して責任ある者を特定し、責任を負う者を訴追・処罰することが必要である。

4 ヒューマンライツ・ナウは、テインセイン政権に対し、カチン州における昨年6月の戦闘開始以降に発生したすべての人権侵害行為、特に、人道に対する罪、戦争犯罪を構成するおそれのある行為について、国際基準にのっとった、公正かつ徹底した調査を実施し、その結果を国際社会に公表して速やかな対策を講ずることを要請する。

また、ヒューマンライツ・ナウは、国連特別報告者に対し、少数民族地域における人権侵害について徹底した調査を実施することを要請する。

さらに、ビルマに対する経済制裁を緩和し、支援に乗り出そうとしている主要国、とりわけ、米国、EU、日本の各政府に対し、少数民族地域における人権侵害について徹底した調査を実施することを要請する。

少数民族地域において、戦争犯罪、人道に対する罪を構成する可能性のある人権侵害が蔓延し、そのなかには政府軍が関与している行為も少なからず存在するとすれば、そう

---

<sup>2</sup> Amnesty Report:

<http://www.amnesty.org/en/library/asset/ASA16/001/2012/en/8859ff1c-28c9-4143-ae91-3463e3ab86f8/asa160012012en.pdf>

<sup>3</sup> HRW Report, “Untold Miseries”: <http://www.hrw.org/node/105662/section/1>

<sup>4</sup> WSJ: Federalist Reform for Burma:

<http://online.wsj.com/article/SB10001424052970204795304577218652083415754.html?KEYWORDS=Myanmar>

<sup>5</sup> なお、こうした調査をなしうる機関の一つとして、テインセイン大統領の大統領令によって発足した国家人権委員会が挙げられる。しかし、*The Myanmar Times*, March 26, 2012 によれば、3月16日、ミャンマー議会は、国家人権委員会への予算措置について拒否した。下院の U Khin Aung Myint 議長は、「国家人権委員会は、憲法および現行法に従ったものではなく、私は自らの権限で、国家人権委員会を中央政府の機関として認めず、予算も配分しないと決定した」と述べたとされている。

した事態を放置しつつ、経済制裁の緩和や、インフラ整備や地域開発事業も含めた経済支援に乗り出すことは、ビルマに住む人々の安全を脅かし、紛争と人権侵害を助長し、さらなる苦しみを与えることになりかねない。

また、政権の掲げる人権政策が軍隊において履行されずに人権侵害が放置され、国家人権委員会による重大な人権侵害に対する調査機能が阻害された状態を黙認したまま、国際社会からの経済支援が進むようなことがあるとするならば、それは将来にわたるビルマにおける人権保障機能と法の支配の確立に悪影響をもたらすことは明らかである。

最後にヒューマンライツ・ナウは、ビルマに進出を計画している世界のビジネス・コミュニティにも、進出を通じて人権侵害に直接、間接に加担することが万一にもおこらないよう、注意を喚起したい。